

# 提案書

平成19年9月7日

総務省情報通信政策局地上放送課 御中

150-8001

とうきょうと しぶやく じんなん

東京都渋谷区神南2-2-1

にっぽんほうそうきょうかい

日本放送協会

かいちょう はし もと げん いち

会長 橋本元一

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

携帯電話、カーナビ等の急速な普及・発展により、人々の移動中の情報入手手段が飛躍的に増大し、その内容も格段に充実してきている中で、放送分野においても、デジタル化に伴い、こうした携帯・移動体端末向けに、より高品質で高機能なサービスを提供することが可能となってきました。

このような状況の中、本年6月に取りまとめられた情報通信審議会の一部答申において、地上テレビジョン放送のデジタル化によるVHF/UHF帯の空き周波数については、①移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」、②安全・安心な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」、③需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」、④より安全な道路交通社会の実現に必要な「ITS」、がそれぞれ使用できるようにすることが適当とされました。

懇談会における「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」のあり方の検討に当たりましては、情報通信審議会の一部答申を受けて2011年以降使用可能となる周波数が有効に利用され、デジタル化によってより高まる放送の効用が国民に最大限に還元されて、国民生活の向上に資することが基本となることを期待します。

このような考え方にに基づき、懇談会における検討課題につきまして、以下のとおり提案いたします。

## 1 制度分野

### (1) 携帯端末向けマルチメディア放送等の社会的役割

(例) 公共的役割等

### (2) ワンセグ、アナログラジオ、携帯電話等既存の携帯端末向けメディア等との関係

(例) 競合、棲み分け等電波有効利用の観点からの関係整理等

### (3) 放送の区分、免許主体、免許の単位など免許のあり方

(例) 「マルチメディア放送」の意味・制度上の位置づけ、受委託放送制度導入の適否、セグメント単位の免許かマルチプレックス免許か、帯域免許の可能性等

<p>(4)放送対象地域のあり方  (例)県域・広域・全国、柔軟な放送対象地域の可否、放送対象地域内での普及義務等</p> <p>(5)放送番組・コンテンツの内容に対する責任の考え方  (例)番組編集準則、番組規律の適用のあり方等</p> <p>(6)電気通信役務利用放送制度との関係</p> <p>(7)通信・放送法制の抜本的再編との関係</p>
<p>2 技術分野</p> <p>(1)標準方式のあり方  (例)標準方式の統一の必要性等</p> <p>(2)受信端末のあり方  (例)利用者にとって利便性の高い受信端末のあり方、受信すべき基本サービス、想定される受信端末イメージ等</p> <p>(3)放送ネットワークのあり方  (例)無線・有線、無線の場合の周波数等。</p>
<p>3 ビジネスモデル分野</p> <p>(1)ビジネスモデル・サービスモデル  (例)利用者が求めるサービス、災害時の情報提供、地域情報の提供等</p> <p>(2)財源のあり方  (例)広告放送、有料放送、コンテンツ課金等</p>
<p>4 その他</p> <p>(1)放送開始に向けたスケジュール</p> <p>(2)視聴者の利便性の確保  (例)安価で簡便な受信機、魅力的なサービス、多様な選択肢の提供等</p> <p>(3)地上デジタル音声放送の実用化試験放送の受信者保護  (例)VHF7chの周波数利用の移行期間の設定等</p>

(連絡先) 日本放送協会  
(電話番号)  
(メールアドレス)

## 提案内容の要旨

懇談会における検討に当たりましては、情報通信審議会の一部答申を受けて2011年以降使用可能となる周波数が有効に利用され、デジタル化によってより高まる放送の効用が国民に最大限に還元されて、国民生活の向上に資することが基本となることを期待し、懇談会における検討課題につきまして、以下のとおり提案いたします。

### 1 制度分野

#### (1) 携帯端末向けマルチメディア放送等の社会的役割

(例) 公共的役割等

#### (2) ワンセグ、アナログラジオ、携帯電話等既存の携帯端末向けメディア等との関係

(例) 競合、棲み分け等電波有効利用の観点からの関係整理等

#### (3) 放送の区分、免許主体、免許の単位など免許のあり方

(例) 「マルチメディア放送」の意味・制度上の位置づけ、受委託放送制度導入の適否、セグメント単位の免許かマルチプレックス免許か、帯域免許の可能性等

#### (4) 放送対象地域のあり方

(例) 県域・広域・全国、柔軟な放送対象地域の可否、放送対象地域内での普及義務等

#### (5) 放送番組・コンテンツの内容に対する責任の考え方

(例) 番組編集準則、番組規律の適用のあり方等

#### (6) 電気通信役務利用放送制度との関係

#### (7) 通信・放送法制の抜本的再編との関係

### 2 技術分野

#### (1) 標準方式のあり方

(例) 標準方式の統一の必要性等

#### (2) 受信端末のあり方

(例) 利用者にとって利便性の高い受信端末のあり方、受信すべき基本サービス、想定される受信端末イメージ等

#### (3) 放送ネットワークのあり方

(例) 無線・有線、無線の場合の周波数等。

### 3 ビジネスモデル分野

#### (1) ビジネスモデル・サービスモデル

(例) 利用者が求めるサービス、災害時の情報提供、地域情報の提供等

#### (2) 財源のあり方

(例) 広告放送、有料放送、コンテンツ課金等

### 4 その他

#### (1) 放送開始に向けたスケジュール

#### (2) 視聴者の利便性の確保

(例) 安価で簡便な受信機、魅力的なサービス、多様な選択肢の提供等

#### (3) 地上デジタル音声放送の実用化試験放送の受信者保護

(例) VHF7chの周波数利用の移行期間の設定等